

増毛町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

1 目的

新型インフルエンザ等は、住民が免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。発生時は国家の危機管理として対応する必要があり、このため国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）を制定。北海道行動計画に基づき、国や道と連携のもと、本町においても的確な対応を講じるため、町行動計画を策定します。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 町の被害想定

医療機関受診者数	約500～1000人
入院患者数	中等度：21人 重度：79人
死亡者数	中等度：7人 重度：25人

3 町行動計画の構成

I 総論

- 1 対策の基本方針
- 2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定
- 3 対策推進のための役割分担
- 4 行動計画の主要6項目
- 5 行動計画の各段階の概要

II 各論

- 未発生期
- 海外発生期
- 国内発生早期
- 国内感染期・地域感染期
- 小康期

発生段階毎に、具体的な対策を記載
【主要6項目】

- ①実施体制と連携
- ②情報収集及び情報提供・共有
- ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療
- ⑥住民の生活及び地域経済の安定の確保

発生段階ごとの対策の概要

主要6項目	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期 地域感染期	小康期
1 実施体制と連携	<ul style="list-style-type: none"> • 国・道との一体的取組み • 緊急事態宣言時の町対策本部の設置 	計画策定・見直し 訓練の実施	庁内対策連絡会議	【緊急事態宣言ありの場合】 町対策本部の設置	→	【緊急事態宣言解除】 町対策本部廃止
2 情報収集及び 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> • 医療・事業者・町民各々が適切な行動をとるための情報提供、体制整備 • 相談窓口の設置 		相談窓口の設置	相談窓口体制の充実・強化 国のQ&Aに基づき対応	→	相談窓口体制縮小
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> • 感染対策の普及・啓蒙 	感染対策の普及・啓蒙	→	感染対策の徹底	道の対策に協力 (外出自粛、施設使用制限、 事業所不急業務縮小等)	
4 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> • 特定接種の実施 • 住民接種の実施 	接種体制の構築	特定接種の実施 住民接種の準備	→	住民接種の実施	→
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> • 医療体制の維持・確保 • 医療機関への迅速な情報提供 • 在宅療養者の支援体制の整備 	二次医療圏において 医療体制の整備	医療機関等への情報提供 道の対策の協力	→	在宅療養者の支援 道の臨時医療施設設置に協力	通常に医療体制
6 住民の生活・地 域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 要援護者への生活支援 • 遺体の火葬・安置 • 生活関連物資等の安定供給 	要援護者の把握 火葬能力の把握 物資資材の備蓄	要援護者・協力者への連絡 臨時遺体安置所確保の準備	→	要援護者生活支援 遺体の火葬・安置	→

- 【緊急事態宣言ありの場合】
- 水の安定供給
 - 生活関連物資の価格安定